定款

発行日	2023年4月3日
最終改定日	

BBDイニシアティブ株式会社

BBDイニシアティブ株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、BBDイニシアティブ株式会社と称し、英文では、BBD Initiative Inc. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、 組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の 株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管 理し、その経営の支援または指導を行うことを目的とする。
 - (1) インターネットを利用した各種情報処理・情報提供サービス
 - (2) インターネットを利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介
 - (3) インターネットを利用したゲーム等娯楽サービスの提供
 - (4) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
 - (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の開発、保守、販売及び賃貸ならびに工事 の請負
 - (6) 電気通信事業のコンサルティング
 - (7) 企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携の斡旋及び営業譲渡、資産売買、資本参加、及び合併に関する斡旋ならびに仲介
 - (8) 有価証券の取得、投資、保有及び運用
 - (9) 経営コンサルティング業務
 - (10) 各種イベントの企画、制作、実施
 - (11) ウェブサイト・コンテンツの企画、設計、開発、制作、運営、販売、運用、保守 及び管理
 - (12) 歌手、芸能タレント、スポーツ選手その他の著名人の肖像権を活用した映像、写真、ビデオ等各種コンテンツ及び商標の企画、開発、貸与、販売及び使用許諾並 びにこれらの仲介
 - (13) 著作権、著作隣接権、肖像権、出版権、工業所有権その他の無体財産権の取得、 利用許諾、管理、譲渡及び仲介
 - (14) 広告、宣伝、情報媒体の企画、制作及び販売
 - (15) 広告、宣伝に関するコンサルティング業務
 - (16) 宣伝広告業及び広告代理店業務
 - (17) 各種キャンペーンの企画、制作、印刷、実施、運用、評価及びコンサルティング

- (18)書籍、雑誌等の出版及び販売
- (19) 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業
- (20) 労働者派遣事業
- (21) 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済 新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

- 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、17,099,200株とする。

(基準日)

第7条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを 受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株 主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社におい てはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令 または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名と し、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
 - 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役は、13名以内とする。
 - 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
 - 3 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

(取締役の選任方法)

- 第21条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。
 - 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該 決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 開始の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従 い、他の取締役が取締役会の議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する ことができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過 半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重

要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める 事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記 名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取 締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監查等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する ものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ る。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を 開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規程によるものとする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領 されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2023年9月30日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

- 第2条 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終 結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、 それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等 報酬等((3)の報酬を除く。)の総額は、年額200百万円以内(ただし、使 用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。
 - (2) 監査等委員である取締役の報酬等 報酬等の総額は、年額30百万円以内とする。
 - (3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬
 - (1) の報酬とは別枠で、一定の譲渡制限期間及び当会社による無償取得事由 等の定めに服する当会社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して付与 するための報酬を支給する。対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬 等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内(ただし、使用人

兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。

①譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の 範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部 を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受け る。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、株式の発行または自己株式の処分に 係る当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における 当会社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日 の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特 に有利な金額とはならない範囲で当会社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

②譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の30,000株を、各事 業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当会社普通株式の株式分割または株式 併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式 の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的 に調整することができるものとする。

③譲渡制限付株式割当契約の内容

当会社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容とする。

(ア) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年間から10年間までの間で当会社の取締役会が定める期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当会社の普通株式(以下、「本割当株式」といいます。)について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(イ) 譲渡制限付株式の無償取得

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当会社または当会社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位から退任または退職した場合には、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当会社は、本割当

株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち上記(ア)の譲渡制限期間が満了した時点に おいて下記(ウ)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が 解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償 で取得する。

(ウ) 譲渡制限の解除

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当会社または当会社子会社の取締役、執行役員もしくは使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(エ)組織再編等における取扱い

当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合には、当会社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(オ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定めるものとする。

(設立時の代表取締役)

第3条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。 設立時代表取締役 稲葉 雄一

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以上

この写しは、原本と同一であることを証明する。

2023年4月3日 BBDイニシアティブ株式会社 代表取締役社長 稲葉 雄一